

予 防 規 程 (給 油 取 扱 所 用)

予 防 規 程

(会社名) ○○○○株式会社

(給油取扱所名) ○○給油取扱所

第 1 章 総則

第 2 章 保安の役割分担

第 3 章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

第 4 章 点検、検査及び記録

第 5 章 改修及び補修等

第 6 章 工事中における安全対策

第 7 章 火災、地震及びその他の災害時の措置

第 8 章 教育及び訓練

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき、「〇〇株式会社〇〇〇給油所」(以下「当所」という。)における危険物の取扱い作業その他保安に関する必要な事項について定め、もって火災及び危険物の流出等の災害を防止するとともに、震災等の災害による被害を軽減することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当所に勤務又は出入りするすべての者に適用する。

(遵守の義務)

第3条 当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

(告知の義務)

第4条 当所の従業員は、当所に出入りする者に対し、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

(規程の変更)

第5条 所長は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重し、災害予防上支障のないように変更しなければならない。

2 所長は、規程の変更を行ったときは、山形市長に変更の申請をして認可を受けなければならない。

第2章 保安の役割分担

(組織)

第6条 当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、別紙1のとおり保安の役割分担を定める。

2 所長は、危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により不在となることを考慮し、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかななければならない。

(所長の責務)

第7条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに、施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

(危険物保安監督者の責務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより、危険物の保安の維持の確保に努めなければならない。

2 危険物保安監督者又はその職務を代行する者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(危険物取扱者の職務)

第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に定める危険物の貯蔵及び取扱い作業の安全を確保しなければならない。

2 危険物取扱者の氏名等は、在、不在の別を所内の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(従業員の遵守事項)

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物の取扱い作業及び給油取扱所の維持管理に努めなければならない。

(営業終了時等の保安管理)

第11条 危険物保安監督者は、始業前、終了後及び営業中において、施設を巡回し、異常の有無を確認しなければならない。

2 前項において異常が確認された場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに、所長に当該異常及び応急措置を講じた旨を報告しなければならない。

第3章 危険物の貯蔵及び取扱いの基準等

(貯蔵及び取扱いの基準)

第12条 危険物を貯蔵し、又は取扱う場合においては、消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 危険物取扱者以外の者が危険物を取扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。
- (2) 給油又は注油を行うときは、顧客等が求める油種を必ず確認するとともに、その場所を離れないこと。
- (3) 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類及び量を確認するとともに、危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないように監視すること。
- (4) みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。

- (5) 給油するときは、自動車等のエンジンの停止を確認してから行うこと。
- (6) 灯油を容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注入し、注入済の容器はその場所に放置しないこと。
- (7) 移動タンク貯蔵所（容量4,000リットル以下に限る。）等に危険物を注入する場合は、危険物の数量を確認し、危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないように監視すること。
- (8) 給油又は注油、自動車等の旋回、地下貯蔵タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

（設備等の運転操作）

第13条 当所の設備等の運転及び操作に当たっては、作業する者はその設備等の構造及び運転操作要領を熟知するとともに、誤操作のないよう確認して行わなければならない。

（駐車）

第14条 所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、あらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

第4章 点検、検査及び記録

（施設及び設備等の点検）

第15条 当所の施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、別紙2に定めるところにより点検を実施しなければならない。

2 点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合、使用禁止の表示をする等適切な措置を講じるとともに、点検責任者に速やかに報告しなければならない。

3 第1項の規定により点検を実施した者は、点検結果等を点検記録簿に記録しなければならない。

（地下貯蔵タンク等の在庫管理）

第16条 地下貯蔵タンクの在庫管理については、別添点検実施計画書のとおり実施しなければならない。

（関係書類及び図面等の整理保管）

第17条 消防法に基づき、設置又は変更の許可を受けた施設等の位置、構造及び設備が明示された関係書類及び図面等は、分類整理して所定の場所に保管しなければならない。

(記録の作成及び保管)

第18条 消防法令に基づく検査、点検、その他改修等の工事及び保安又は教育訓練等に関する記録はすべて作成するものとし、所定の期間保存しなければならない。

第5章 改修及び補修等

(所長への報告)

第19条 点検責任者は、施設の改修又は補修等が必要であると認めるときは、直ちにその旨を所長に報告しなければならない。

(改修、補修)

第20条 施設の改修又は補修等の工事を行うときは、その内容に応じて変更許可等の必要な手続きを行わなければならない。

2 前項の工事を行う場合、所長は、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示する等の監視及び監督を行うとともに、工事の完了後は、当該工事に係る設備等の点検又は検査を実施し、その安全性を確認しなければならない。

第6章 工事中における安全対策

(工事計画)

第21条 工事請負業者は、工事計画について所長と十分協議し、承認を受けなければならない。

(工事責任者)

第22条 工事請負業者は、工事責任者を定め、所長に報告しなければならない。

2 工事責任者は、当該工事を実施するうえで十分な資格及び経験を有し、かつ、当該工事に係る一切の権限を有する者でなければならない。

(連絡及び保安情報の共有)

第23条 工事責任者は、所長と緊密な連絡を保ち、作業を行わなければならない。

2 工事責任者、協力業者及び所長は、当該工事に係る保安情報を提供するとともに、相互に当該保安情報を共有しなければならない。

(工事責任者の責務)

第24条 工事責任者は、この規程を遵守するよう作業員への周知徹底を図り、作業の安全を確保しなければならない。

2 工事責任者は、作業工程表を作成して所長の承認を受け、工程表に従って作業を

行わなければならない。

- 3 工事責任者は、作業経過を記録して保存するとともに、所長に報告しなければならない。

(作業員の立入場所)

- 第25条 作業員は、当所内において、当該工事に関係のある場所以外への立入を禁止する。ただし、所長の許可を受けた場合はこの限りではない。

(作業時間)

- 第26条 作業時間は、当所の就業時間内に限る。ただし、所長が必要と認める場合はこの限りではない。この場合、所長は従業員の中から保安要員を定め、作業の保安の監視をさせなければならない。

- 2 工事責任者は、作業の始業前、終了後及び作業中において、施設を巡回し、異常の有無を確認しなければならない。

(火気使用許可)

- 第27条 作業上火気等の使用を必要とする場合は、あらかじめ所長の許可を受けるとともに、工事責任者は火気の使用を監視し、必要な指示を与えなければならない。

(火気使用の一時停止)

- 第28条 所長は、風力、風向、気温、湿度その他気象条件により、火災の予防上必要があると認めるときは、火気の使用を制限し、又は停止させることができる。

第7章 火災、地震及びその他の災害時の措置

(自衛消防組織)

- 第29条 全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整備し、所長を自衛消防隊長とするとともに、その編成及び任務分担を別紙3のとおりとする。

- 2 自衛消防隊長は、災害時において隊員の指揮に当たるとともに、初期消火等その他災害の拡大防止の措置を講じなければならない。
- 3 隊員は、自衛消防隊長の指揮を受け、初期消火その他災害の拡大防止に努めなければならない。

(消火活動等及び事故発生時の措置)

- 第30条 消火活動等及び事故発生時の措置は、次により行わなければならない。

- (1) 火災又は危険物の流出事故等が発生した場合には、自衛消防隊長の指揮の下に直ちに初期消火、顧客等の避難誘導、消防機関への通報、危険物の流出拡散防止

等の応急措置を講じること。

- (2) 危険物が所外に流出又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転者等に対して火気使用の禁止その他の必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡散防止及び回収等の応急措置を講じること。
- (3) 所長は、必要に応じて別添の緊急連絡網により従業員を参集すること。

(地震被害予防)

第31条 地震時の災害を防止するため、次の事項を行わなければならない。

- (1) 当所の建物、その他附随する施設及び設備の倒壊、転倒、落下物の有無等の点検
- (2) 消火設備、警報設備の作動状況及びその他の設備の安全装置の作動状況の点検

(地震発生時の措置)

第32条 地震が発生したときは、直ちに危険物の取扱い作業及び火気を使用する設備器具の使用を中止しなければならない。

- 2 当所内に被害が発生したときは、二次災害の発生を防止するため、応急措置を講じるとともに、設備等の使用を禁止しなければならない。
- 3 隊員は、顧客等への必要な指示及び混乱防止のための措置を講じるとともに、安全な場所に避難誘導しなければならない。

(地震発生後の措置)

第33条 地震が発生した場合、点検責任者は、地震の規模にかかわらず建物及びこれに付随する設備の点検、検査を別添の点検項目に従って行い、異常があった場合は速やかに所長に報告するとともに、必要に応じて消防機関等に通報しなければならない。

- 2 所長は、点検責任者から前項の規定により報告を受けた場合は、直ちに異常を確認するとともに、必要に応じて補修、取替え及び改修の工事を実施しなければならない。

(地震に備えての準備品)

第34条 地震に備え、次の物品を常に持ち出せるよう準備しておかなければならない。

- (1) 救急医薬品
- (2) 懐中電灯、携帯ラジオ
- (3) 貴重品
- (4) その他必要なもの

第 8 章 教育及び訓練
(保安教育)

第35条 所長は従業員に対し、次により保安教育を実施しなければならない。

| 対 象 者 | 実施期間 | 内 容 |
|-------|---------|---|
| 全従業員 | 1年に〇回以上 | 1 予防規程の周知徹底 2 火災予防上の遵守事項 3 安全作業等に関する基本的事項 4 各自の任務、責任等の周知徹底 |
| 新入社員 | 入 社 時 | 5 工事中における保安対策 6 地震対策に関する事項 7 その他危険物の貯蔵及び取扱いに関する保安上必要な事項 |
| そ の 他 | 適 時 | 危険物の貯蔵及び取扱いに関する保安上必要な事項 |

(訓練)

第 3 6 条 訓練は、部分訓練及び総合訓練とし、部分訓練は__箇月に__回以上、総合訓練は1年に__回以上行わなければならない。

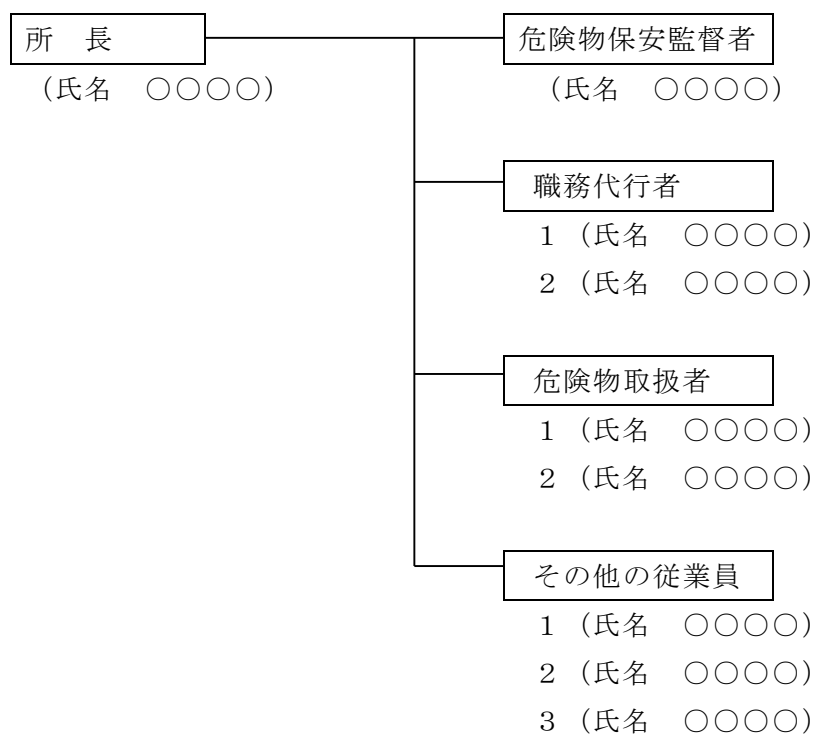
- (1) 部分訓練は、消火訓練、通報訓練及び避難訓練について行うこと。
- (2) 総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させて総合的に行うこと。

附則

第 1 条 この規程は、認可の日から施行する。

別紙1 (第6条関係)

任務分担表

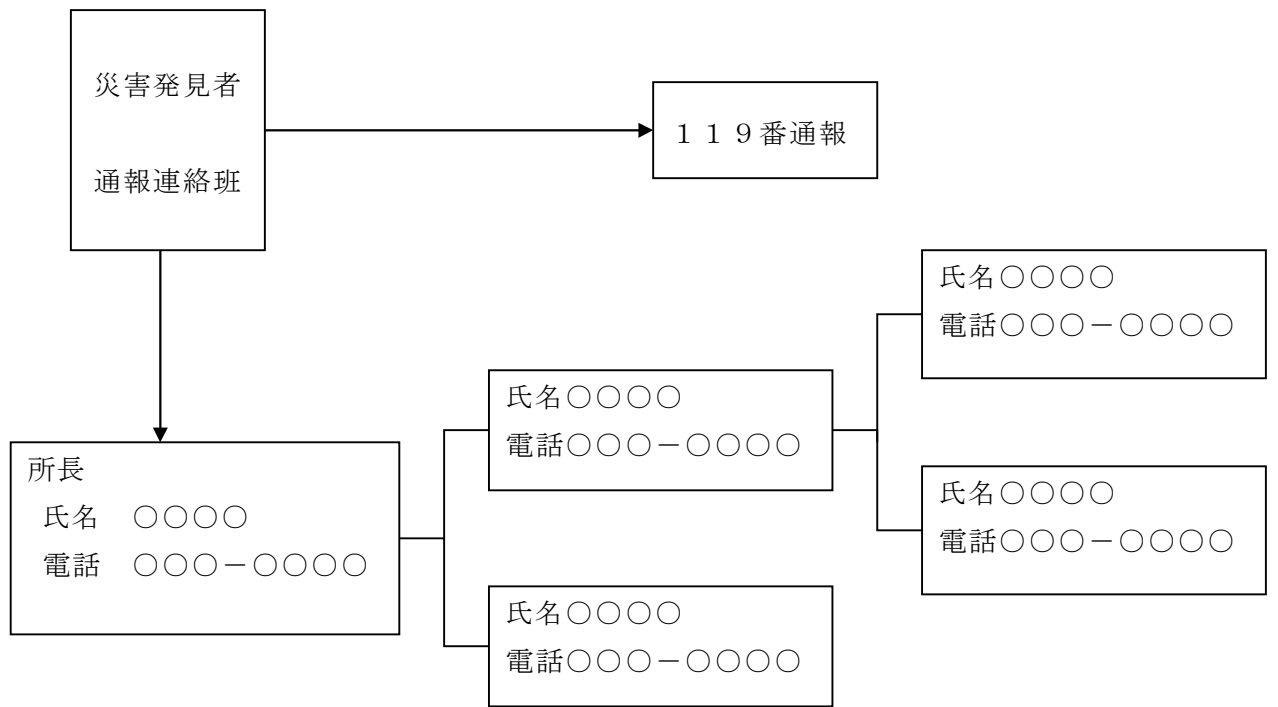


別添

地震発生後の点検、検査項目

| 点検項目 | 被害の有無 | 被害状況 |
|---------|-------|---|
| 出火危険 | 有・無 | |
| 油の漏えい危険 | 有・無 | |
| キャノピー | 有・無 | 倒壊・破損・破壊・亀裂、応急措置（可能・不可能） |
| 防火塀 | 有・無 | 倒壊・破損・破壊・亀裂、応急措置（可能・不可能） |
| 計量機 | 有・無 | 転倒(基)・傾斜(基)・破損(基)・脱落(基) 応急措置（可能・不可能） |
| 附随設備 | 有・無 | 転倒・傾斜・破損・脱落、応急措置（可能・不可能） |
| 地盤面 | 有・無 | 亀裂・沈下・タンク浮き上がり、応急措置（可能・不可能） |
| 道路との段差 | 有・無 | 車両進入（可能・不可能）、応急措置（可能・不可能） |
| 建築物 | 有・無 | 転倒・傾斜・破損、応急措置（可能・不可能） |
| 露出配管 | 有・無 | 漏えい・破損・変形、応急措置（可能・不可能） |
| 埋設配管 | 有・無 | 漏えい・破損・変形、応急措置（可能・不可能） |
| 油分離槽 | 有・無 | 使用不能・一部破損・変形、応急措置（可能・不可能） |
| 排水溝 | 有・無 | 使用不能・一部破損・変形、応急措置（可能・不可能） |
| ガス | 有・無 | 使用不能・一部破損・変形、応急措置（可能・不可能） |
| 電気 | 有・無 | 使用不能・一部破損・変形、応急措置（可能・不可能） |
| 水道 | 有・無 | 使用不能・一部破損・変形、応急措置（可能・不可能） |
| 電話 | 有・無 | 使用不能・一部破損・変形、応急措置（可能・不可能） |
| 周辺の被害状況 | 有・無 | |

緊急連絡網

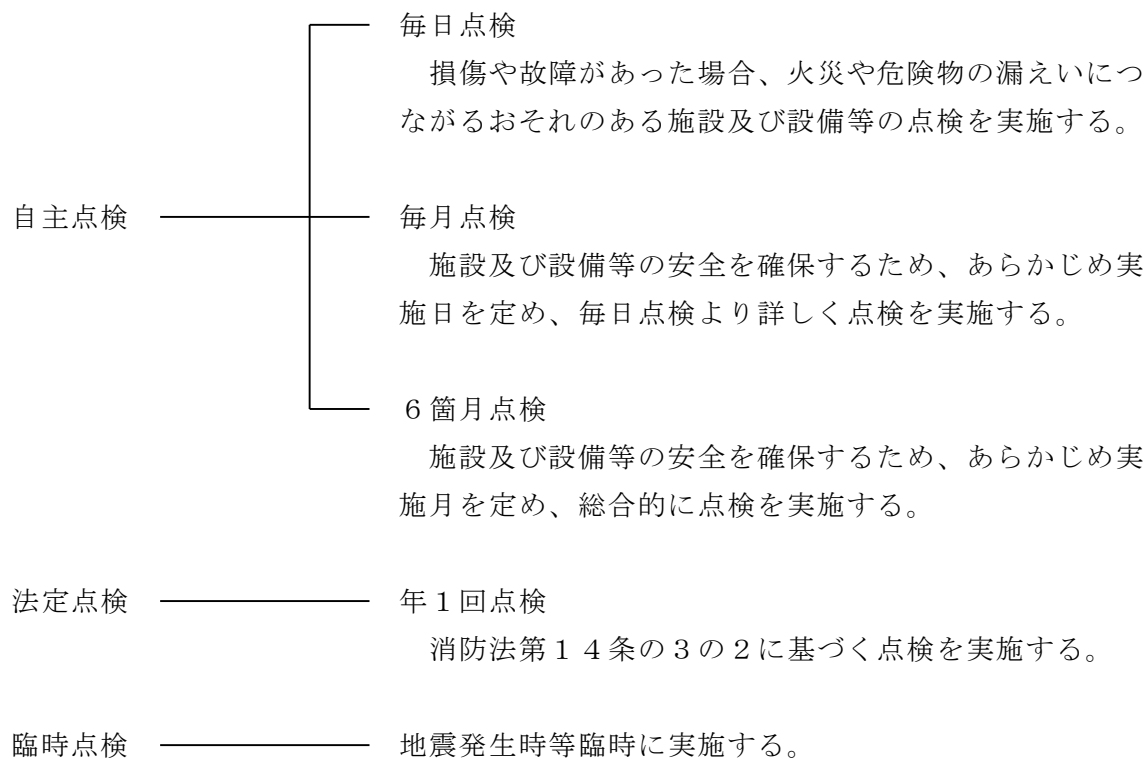


緊急時の連絡先

| | | |
|---|------------|----------|
| 1 | 山形市消防本部予防課 | 634-1195 |
| 2 | 〇〇〇〇 | 〇〇〇-〇〇〇〇 |
| 3 | | |
| | ・ | |
| | ・ | |
| | ・ | |

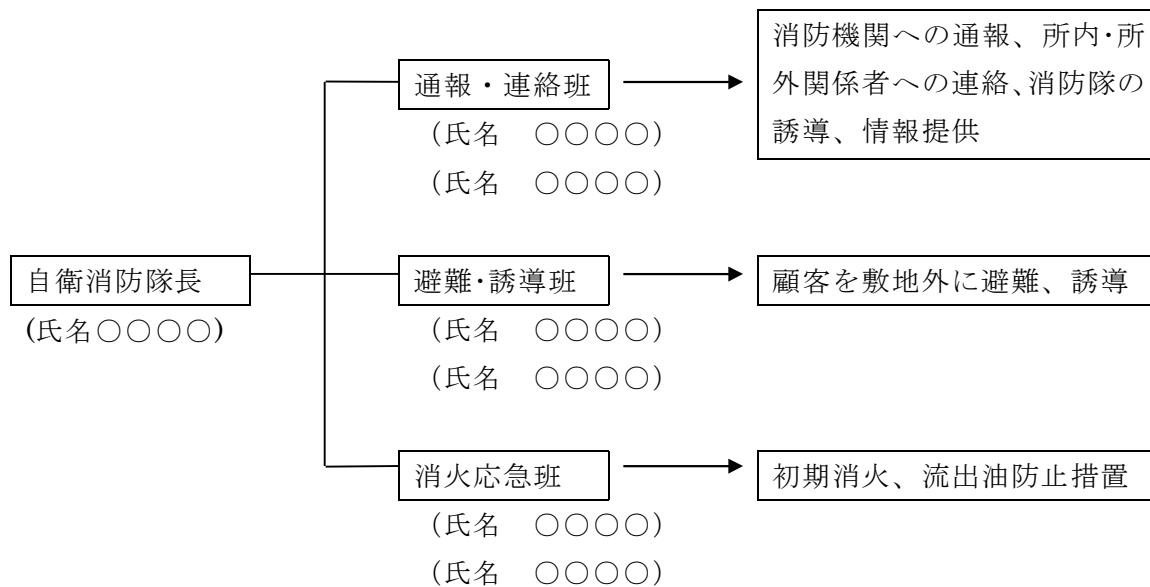
別紙2（第15条関係）

点検責任者を〇〇〇〇とし、点検は次により実施するものとする。



別紙3 (第29条関係)

自衛消防隊組織表



別添

地下貯蔵タンク等点検実施計画書

1 点検実施体制

点検の実施に当たり、点検が適正に実施される体制を確保するため、点検責任者及び正、副の点検実施者を次のとおり定める。

点検責任者
(氏名)

点検者 (正) (氏名)

点検者 (副) (氏名)

2 在庫管理の対象設備

当該施設の在庫管理の対象設備は、次のとおりとする。

(1) 地下貯蔵タンク

| タンク番号No. | 油種名 | タンクの設置方法 | タンクの種類 | 容量 |
|----------|-----|----------|--------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(2) 漏えい検査管

No. 1 ~ No. () 合計本数 () 本

3 点検実施者への教育

点検責任者は、点検実施者に対して次の教育を行うものとする。

| 対象者 | 実施時期 | 教育内容 |
|----------------|---|--|
| 点検実施者 (氏名) | 点検実施者が点検業務を開始するときに行うとともに、1年に1回以上行うものとする。(点検実施者に変更等があった場合は、随時行うものとする。) | (1) 点検義務等に関する基本的事項について ア 点検実施計画書の意義及び目的 イ 在庫管理に係る消防法令に関する事項 ウ 在庫管理の対象となる設備に関する事項 (2) 在庫管理の点検方法及び記入方法について (3) 漏えい検査管の点検方法及び記入方法について (4) 異常時の対応について ア 異常の判断基準 イ 異常時の対応手順 |

4 点検方法

漏えい検査管による確認に加え、危険物の貯蔵又は取扱数量の1/100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れの確認をする。

(1) 漏えい検査管の点検方法

- ア 専用工具又はプライヤー等を用いて蓋を開ける。
- イ 漏えい検査管内に3～5m程度の棒又は金属製巻尺を挿入し、棒又は金属製巻尺に油分が付着していないか目視及び臭いで確認する。

(2) 在庫管理の方法

ア 在庫管理を実施する際の在庫量の測定方法は、それぞれ次の測定機器及び器具を用いて行う。

(ア) 遠隔式液面計

地下貯蔵タンクに内蔵された液面感知装置及び屋内に設置された液面表示装置は、有線若しくは無線で遠隔通信されていることから、屋内の液面表示装置の数値を読みとり、在庫量を測定する。

また、測定したデータは、必要に応じて印刷して確認する。

(イ) タンク直上式液面計

地下貯蔵タンクの上部に設置された液面計測器の数値を読みとり、在庫量を測定する。

計測に当たっては、液面計が設置されているタンク上部のマンホールを開け、液面計の数値を直接読み取る。

(ウ) 検尺棒

検尺棒は、タンク容量に対して1/100以上の精度の目盛りが刻まれたものを使用する。

- ① タンク上部のマンホール内に設置されている検尺口を開け、専用の検尺棒を地下貯蔵タンクの底番に当たるまで静かに挿入するとともに、速やかに引き上げ、検尺棒に付着した油の位置を読みとり、在庫量を測定する。
- ② 移動タンク貯蔵所による荷卸し時や荷卸し後は、地下貯蔵タンクの液面が揺れていることから、在庫量の測定は行わない。
- ③ 在庫量の読み取りは、検尺棒に付着した油の位置を読み取ることとするが、付着した油の位置が目盛りと目盛りの間にある場合は、目測で目盛り間を10等分して読み取ること。

イ 在庫管理の記録は、在庫管理記録表に記入すること。

5 異常の判断

(1) 在庫管理時の異常

週1回以上実施する在庫管理において、著しい増減が発生した場合は異常と判断すること。

(2) 漏えい検査管による点検時の異常

ア 挿入した棒等に著しい油分の付着が認められた場合は、異常と判断すること。

イ 漏えい検査管から著しい油臭がするか、又は、挿入した棒等に著しい油分が認められた場合は、異常と判断すること。

6 異常時の対応

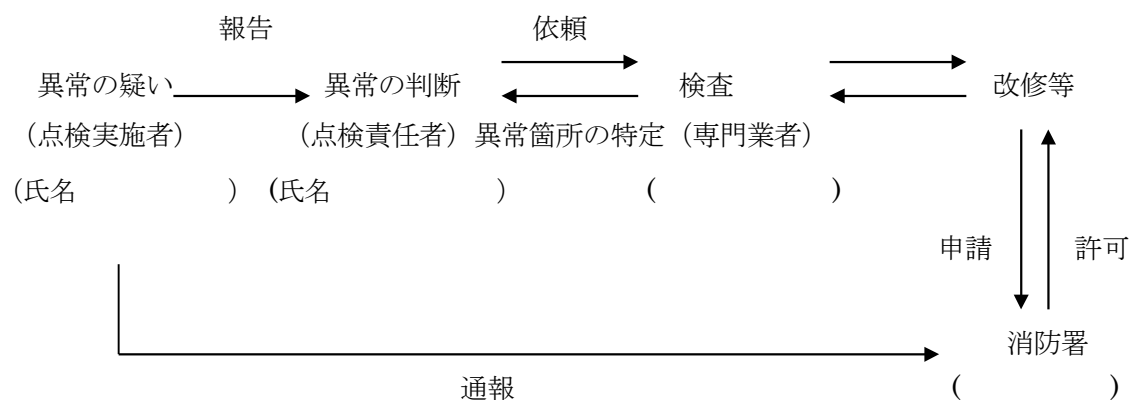
(1) 点検実施者は、異常が疑われた場合には速やかに点検責任者に報告するとともに、消防署へ通報する。

(2) 点検責任者は、点検実施者から異常の疑いがある旨の報告を受けた場合は、異常を確認し、専門業者に依頼するとともに、消防署へ報告する。

(3) 専門業者は、異常箇所の特定を行うとともに、点検責任者へ報告する。

(4) 点検責任者は、異常箇所等について管理権原者に報告する。

(5) 管理権原者は、点検責任者からの報告を受け、適切な補修、取替え及び改修の工事を計画し、消防署に申請して許可を受け、改修工事を実施する。



例

地下タンクの在庫量及び漏えい検査管点検表（給油取扱所等の場合）

| | | | | | |
|----|--|-------|--|-----|--|
| 油種 | | タンク容量 | | 責任者 | |
|----|--|-------|--|-----|--|

| 月 | 開始前の在庫数量 | 移動タンクからの受入数量 | 計量機からの取扱い数量 | 計算在庫量 | 終了後の在庫数量 | 増減量 | 計量機からの取扱量の累計 | 増減量の累計 | 累計増減率 | 漏えい検査管の点検 | 点検者 |
|-----|----------|--------------|-------------|--------------|----------|------------|---------------|---------------|------------|-----------|-----|
| | A | B | C | D (A+B-C) | E | F (E-D) | G (前回のG+C) | H (前回のH+F) | I (H÷G) | | |
| 1日 | | | | | | | | | | | |
| 2日 | | | | | | | | | | | |
| 3日 | | | | | | | | | | | |
| 4日 | | | | | | | | | | | |
| 5日 | | | | | | | | | | | |
| 6日 | | | | | | | | | | | |
| 7日 | | | | | | | | | | | |
| 8日 | | | | | | | | | | | |
| 9日 | | | | | | | | | | | |
| 10日 | | | | | | | | | | | |
| 11日 | | | | | | | | | | | |
| 12日 | | | | | | | | | | | |
| 13日 | | | | | | | | | | | |
| 14日 | | | | | | | | | | | |
| 15日 | | | | | | | | | | | |
| 16日 | | | | | | | | | | | |
| 17日 | | | | | | | | | | | |
| 18日 | | | | | | | | | | | |
| 19日 | | | | | | | | | | | |
| 20日 | | | | | | | | | | | |
| 21日 | | | | | | | | | | | |
| 22日 | | | | | | | | | | | |
| 23日 | | | | | | | | | | | |
| 24日 | | | | | | | | | | | |
| 25日 | | | | | | | | | | | |
| 26日 | | | | | | | | | | | |
| 27日 | | | | | | | | | | | |
| 28日 | | | | | | | | | | | |
| 29日 | | | | | | | | | | | |
| 30日 | | | | | | | | | | | |
| 31日 | | | | | | | | | | | |

※ 1週間に1回以上危険物の貯蔵及び取扱数量の1/100以上の精度で在庫管理を行い、かつ、漏えい検査管により漏れの確認を行うこと。